ハ　（略）

ニ　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

地方公共団体は、次の(1)、(2)及び(7)に定める事項に取り組むこととし、事業者が地域経済牽引事業を実施する際の予見可能性を高める観点から、その実施スケジュールを定めるものとする。

また、地方公共団体は、次の(3)から(6)までに定める事項のうち、地域経済牽引事業の促進に当たって必要となる事項について、基本計画において定めるものとする。

(1)　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備

地方公共団体は、地方税の減免措置や景観条例等の創設及び必要な制度の改廃等、地方公共団体が地域経済牽引事業の促進のために促進区域で行う予定の制度の整備に関して、具体的に定めるものとする。

なお、「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」を総合的に行う国の地方創生施策においては、地域経済牽引事業の促進は、特に「しごと」創出の観点で、重要な役割を果たすものである。特に、地域未来戦略（令和八年七月二十一日閣議決定）に基づく戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランは、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることで、地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成することを目的としたものであり、地方公共団体は、地域未来戦略をはじめ、地方創生関連施策と連携して地域経済牽引事業を促進することが重要である。

(2)　（略）

(3)　地域経済牽引事業用地整備に関する事項

①　地域経済牽引事業用地整備の実施を想定する重点促進区域の設定に当たり考慮すべき事項

地域経済牽引事業用地整備の実施を想定する重点促進区域を定める場合には、当該重点促進区域は、産業用地としての土地の利用、開発等に係る関係行政機関等との事前調整が完了している等、地域経済牽引事業用地整備の実施の蓋然性が確認できる土地に設定するものとする。例えば、重点促進区域を設定しようとする土地の区域に、やむを得ず転用や開発の制限のある農地を含める場合には、区域区分に係る都市計画の策定又は変更についての関係行政機関等との事前協議の結果を踏まえ、市街化区域に編入される蓋然性が認められることが必要である。ただし、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項第二号若しくは第五条第一項第一号の規定又は農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項第一号の規定に該当し、許可を要しない場合等はこの限りでない。

また、地域経済牽引事業用地整備の実施を想定する重点促進区域の設定に当たっては、「ハ　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項」に掲げる地域の特性のいずれかに関連して、当該重点促進区域の産業用地としての特性を定めるものとする。ただし、当該地域の特性のうち、①産業の集積、⑤人材及び⑦インフラに関連する産業用地としての特性は、次の考え方に基づき必ず定めるものとする。

ハ　（略）

ニ　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

地方公共団体は、次の(1)から(3)までに定める事項に取り組むこととし、事業者が地域経済牽引事業を実施する際の予見可能性を高める観点から、その実施スケジュールを定めるものとする。

(1)　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備

地方公共団体は、地方税の減免措置や景観条例等の創設及び必要な制度の改廃等、地方公共団体が地域経済牽引事業の促進のために促進区域で行う予定の制度の整備に関して、具体的に定めるものとする。

なお、「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」を総合的に行う国の地方創生施策においては、地域経済牽引事業の促進は、特に「しごと」創出の観点で、重要な役割を果たすものである。このため、地方公共団体は、地方創生関連施策と連携して地域経済牽引事業を促進することが重要である。

(2)　（略）

（新設）